

**【表紙】**

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年12月1日
【発行者名】	マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 啓一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目7番27号
【事務連絡者氏名】	品川 あづみ
【電話番号】	03-6441-3795
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MSV内外ETF資産配分ファンド(Hコース)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：上限10百万円 継続申込期間：上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月24日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。なお、平成28年5月25日付および平成28年6月30日付ならびに平成28年7月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）につきまして、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約の締結が必要ではないと判断する投資家（適格機関投資家・特定投資家等）による受益証券の取得を妨げないために、必要な文言の追加をするため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部 \_\_\_\_\_ が訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### (12)【その他】

<訂正前>

申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、当ファンドは、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

<訂正後>

申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、当ファンドは、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの受益権の取得申込者は、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

(略)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<ファンドの特色>

(略)

当ファンドの取得には、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社との投資一任契約の締結が必要です。

当ファンドは、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。

<訂正後>

(略)

<ファンドの特色>

(略)

当ファンドの取得には、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社との投資一任契約の締結が必要です。

当ファンドは、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社が投資一任契約において投資対象とするファンドです。したがって、当ファンドの取得には、原則としてマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社と投資一任契約を締結する必要があります。